

県議会のしおり

令和8年度

広島県議会

このパンフレットは、音声コード「Uni-Voice」が両面に印刷されています。
専用アプリなどで読み取ると、内容を音声で聞くことができます。

音声コード「Uni-Voice」

県議会からのお知らせ

本会議場を団体見学するには

お問い合わせは、
議会事務局総務課　(082-513-4721)

本会議等の行事のない日は、次の時間帯において本会議場の団体見学ができます。
午前 9：00～11：30
午後 1：00～ 5：00
（土・日、祝日等を除く）

議会情報コーナー

お問い合わせは、
議会事務局総務課　(082-513-4721)

議事堂1階の「議会情報コーナー」では、開示請求等の相談・受付のほか、議会資料の閲覧を行っております。
午前 9：00 ～ 午後 5：00
（土・日、祝日等を除く）

県議会のホームページ

お問い合わせは、
議会事務局政策調査課
(082-513-4743)

県議会の仕組みや、活動の状況をインターネットでも紹介しています。
●ホームページアドレス
https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/gikai/

インターネット中継　本会議、常任委員会、特別委員会の模様をライブ中継及び録画中継により視聴することができます。

議事録の閲覧と検索　過去の本会議・委員会の会議録の内容をことば、発言者、日付等をもとに検索することができます。
（登録期間はそれぞれ異なりますので、ご確認ください。）

広報紙・テレビ広報番組

お問い合わせは、
議会事務局政策調査課
(082-513-4743)

定例会ごとに、広報紙「ひろしま県議会だより」により本会議における主な質疑や県議会の活動状況をお知らせしています。また、テレビ広報番組「ひろしま県議会ダイジェスト」も放送しています。
（どちらも県議会のホームページでもご覧いただけます。）

県　章
（昭和43年7月16日制定）

広島県議会
〒730-8509　広島市中区基町10-52　TEL082-228-2111（大代表）
https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/gikai/

R8.9

県民のみなさんへ



議　長
中本隆志

本県では、令和7年11月に県政史上初の女性知事となる横田新知事が就任され、新知事のもと、本県の最上位計画である「安心▽誇り▽挑戦　ひろしまビジョン」の見直しが行われました。

このビジョンは、本県の目指す姿とその実現に向けた取組の方向性を示すものであり、策定から折り返しを迎えています。その間の、想定を上回る人口減少や急速に進むデジタル化など様々な社会経済情勢の変化に対応するとともに、これまでの取組の成果なども踏まえ、より適切な計画へと改定されています。

県民が夢や希望に挑戦し、仕事と暮らしの充実を感じられる社会の実現に向けて、県議会としましても、このビジョンの着実な推進に尽力してまいります。

また、議員一人一人が公正かつ健全な政治を実践することはもとより、時代の変化に即応し、県民の皆様の多様なご意見をこれまで以上に真摯に受け止め、県政に反映させる役割が求められていると考えております。

このため、県民視点で行動する議会として、監視機能や政策立案機能の更なる強化に努めるとともに、県民の皆様にわかりやすい議論を尽くし、県議会をより身近に感じていただくための議会改革を、積極的に進めてまいります。

今後とも、県民の皆様の負託に応え、信頼される議会を構築してまいります。

この冊子をご覧になった皆様が、県議会に対する理解を深めていただき、県議会がより身近なものとなれば幸いです。



副議長
東　保幸

県議会とは

県民の代表による話し合いの場

私たちの住む広島県を、豊かな住みよい地域社会にするためには、みんなで話し合い、それを実行していかなければなりません。

しかし、県民のみなさんが全員集まって話し合うことは事実上不可能です。そこで、選挙によって代表者を選び、県民のみなさんの代わりに話し合いを行います。

議決機関と執行機関　県政の両輪



県議会は議決機関と呼ばれ、議案などの審議を通して県民の求める県政の基本的な方針を決めます。

そして、知事をはじめとする執行機関は、議会の決定に沿って仕事を進めることになります。そこで、両者の関係は、県政の両輪ともいわれています。

この議決機関である県議会と執行機関である知事及び行政委員会（教育委員会、公安委員会等）が、県政の大きな二つの柱なのです。

また、県議会は、執行機関が行った仕事が本当に県民のためになったかどうかについてのチェックもしています。

県議会の仕事

県議会は、地方自治法などで多くの仕事（権限）が与えられ、県政の重要なことを審議決定する大切な役目を持っています。議会の仕事の主なものは、次のとおりです。

議　決
議会に与えられた仕事の最も重要なもので、条例の制定・改正・廃止、予算の決定、決算の認定、金額の多い契約の締結など県政の重要事項について議決します。

選挙と同意
議長、副議長のほか、選挙管理委員などを選挙します。また、副知事、教育長など重要な地位につく人を知事が任命等する場合には、議会の同意が必要です。

調査と検査
県の仕事が議会で決めたとおり正しく行われているかどうか、事務の内容を調査・検査したり、必要によっては、関係のある人に来てもらって、調べたり意見を聞いたりします。

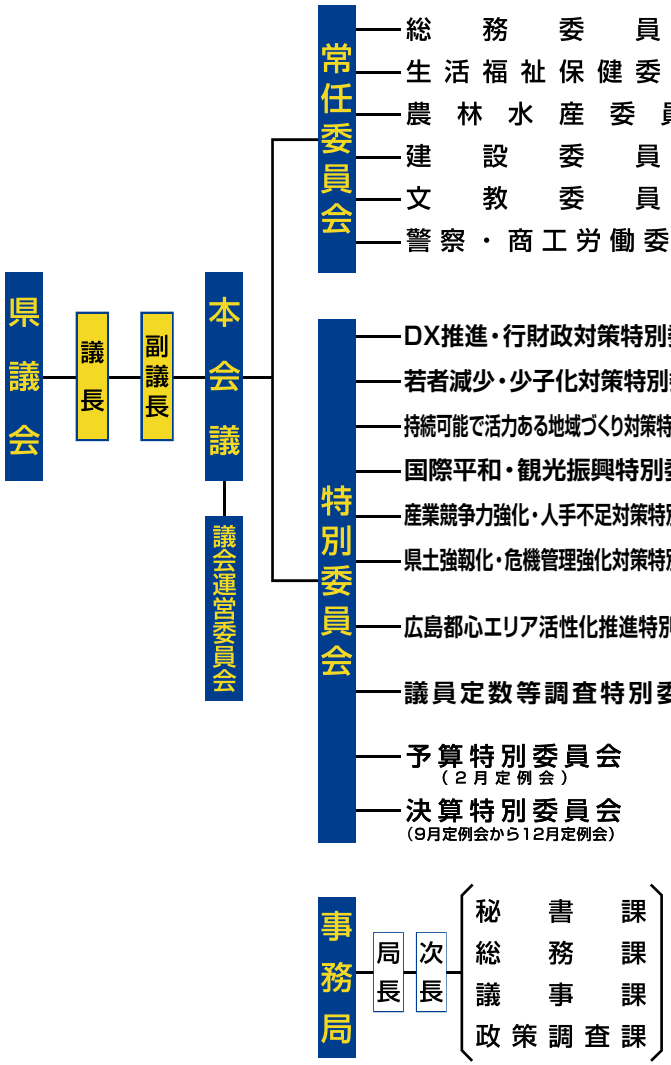
意見書の提出・決議
県民の福祉や利益となることについて、国会や関係省庁などに意見書を提出したり、時の国政、社会問題などについて、議会の意思を明らかにするために決議を行ったりします。

請願・陳情の受理
県民から提出された請願は、いろいろな観点から審査して、その内容が県政や県民にとって適当と認められるときは採択し、執行機関に適切な措置を求めます。陳情は、関係する委員会に送付します。

CONTENTS

県議会とは ……1
県議会の組織 ……3
県議会の活動 ……4
議案が採決されるまで ……5
県議会議員の選挙区と定数 ……6
議員プロフィール ……7
委員会名簿 ……11
請願・陳情 ……12
県議会の傍聴 ……13
県議会の情報公開など ……13
県議会議場図 ……14

県議会の組織



県議会の活動

県議会は県民生活に関わるさまざまな案件について検討・調査するだけでなく、県民の意思を県政に反映させるためのさまざまな活動を行っています。

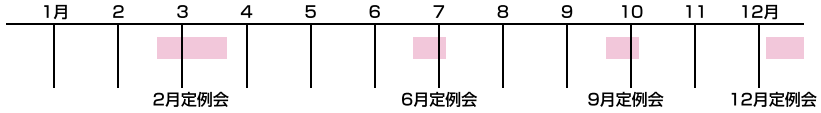
県議会の活動

定例会は、年4回、知事の招集により開催されます。

臨時会は、特に緊急な事案が生じたとき、議長から議会運営委員会の議決を経て請求があったとき、または、議員定数の4分の1以上の議員から請求があったときに招集されます。なお、会議の日数（会期）は、その都度、議会で決められます。

県議会年間スケジュール表

＜定例会の開催時期は少し変わることがあります。＞



本会議・委員会

本会議

本会議とは、全議員で構成する会議のことで、すべての議案に対する議会の最終的な意思を決定します。

会議は、議員定数の半数以上の議員が出席したとき、議長の宣告により開会され、議長が、その日の議事日程に従い、会議を進めます。

委員会

・議会運営委員会

議会の円滑な運営を図り、議会内各会派間の連絡調整を行います。

・常任委員会

議会開会中に本会議に提出された議案などを、専門的に審査・調査します。

県の仕事を部局ごとに分けて、6つの委員会が置かれ、議員は必ずいずれかの委員会に所属しています。

なお、議会閉会中においても、月1回程度、担当する行政施策の審査・調査を行います。

・特別委員会

特定の事項を審査・調査するため、必要に応じて本会議の議決によって設置されます。

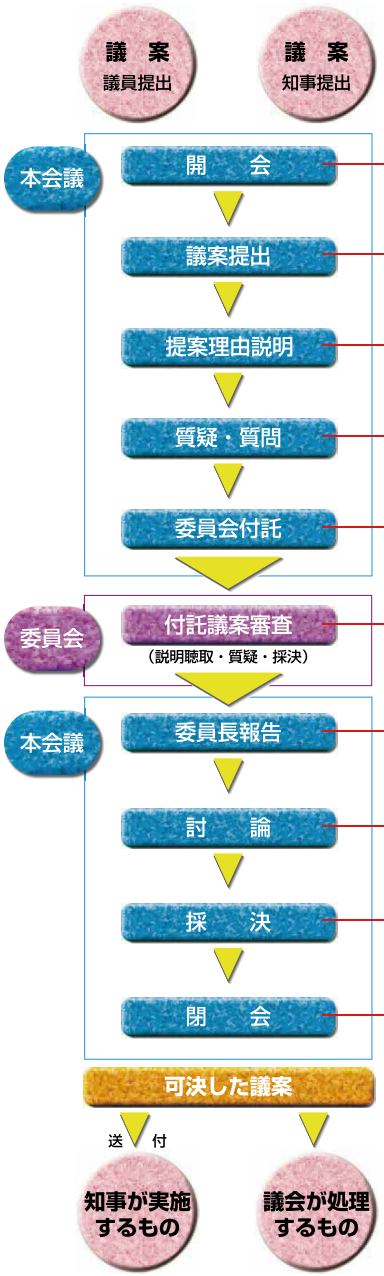
なお、2月定例会では、予算関係を集中審査するため予算特別委員会が、9月定例会では、決算関係を集中審査するため決算特別委員会が設置されます。


常任委員会審査

議会閉会中の活動

県議会では、閉会中も、委員会や各種の会議を開いて、県の執行機関やその他の関係者と話し合ったり、研究調査のための視察を行ったり、県民の意思を県政に反映させるための種々の活動を行っています。

議案が採決されるまで



- 開会：議長が宣告します。なお、本会議を開くには議員定数（64人）の半数以上の議員の出席が必要です。
- 議案提出：議案には、知事から提出されるものと、議員から提出されるものがあります。
- 提案理由説明：議案について、提出者から内容の説明があります。
- 質疑・質問：議員が議案や県の仕事について質疑や質問を行い、知事などが答弁します。
- 委員会付託：質疑・質問が終わると、議案などをさらに詳しく調べるために委員会に送ります。
- 付託議案審査（説明聴取・質疑・採決）：送られてきた議案や請願などについて、いろいろな角度からよく調べ、委員会として賛成か反対かの態度を決めます。
- 委員長報告：すべての委員会が終わると、再び本会議を開き、委員会で決まった審査結果を報告します。
- 討論：委員長報告の後、議案についての考え方を述べます。
- 採決：議案について賛成か反対かを原則として出席議員の過半数で決めます。
- 閉会：すべての議案の採決が終われば閉会となります。採決の結果は、議長から知事に通知され、知事はこれをもとに仕事を進めていきます。

質疑と質問

質疑とは、議員または知事から提出された議案に対して、疑問や不明確な点をただす発言をいいます。

また、質問とは、県政に関して執行機関が今までどう行ってきたか、また、現在はどうか、そして将来はどうするのかをただす発言をいいます。

本会議では質疑と質問を併せて行っていますが、これには代表質問と一般質問があります。

討　論

議員は、議案などの採決の前に、賛成か反対かの意見を表明することができます。これを討論といいます。

採　決

議案などの審議が十分に尽くされると、議長は、出席議員に対して賛成か反対かを問い、可否を決します。議案及び請願の採決は、通常、起立採決によります。特別な場合は、投票（記名又は無記名）によることもあります。

なお、定例会の会期中に審議が十分に尽くされないときは、議会の議決により、次の定例会までの継続審査として所管の委員会で審査することもあります。

県議会議員の選挙区と定数

広島県議会議員の選挙区数は23選挙区、総定数は64人としています。

なお、次の一般選挙（令和９年４月執行予定）から、呉市選挙区と江田島市選挙区を合区（※）して、新たに呉市・江田島市選挙区となります。これにより、選挙区数が22選挙区となります。

※　合区とは、隣接する２以上の市町を合わせて１つの選挙区にすることを言います。



現行の選挙区と定数 ※１

選挙区名		定数	選挙区名	定数
広島市	中区	3	福山市	10
	東区	3	府中市・神石郡	1
	南区	3	三次市	1
	西区	4	庄原市	1
	安佐南区	5	大竹市	1
	安佐北区	3	東広島市	4
	安芸区	2	廿日市市	2
	佐伯区	3	安芸高田市	1
呉市		5	江田島市	1
竹原市・豊田郡		1	安芸郡	3
三原市・世羅郡		3	山県郡	1
尾道市		3	23選挙区	64

改正後の選挙区と定数 ※２

選挙区名		定数	選挙区名	定数
広島市	中区	3	福山市	10
	東区	3	府中市・神石郡	1
	南区	3	三次市	1
	西区	4	庄原市	1
	安佐南区	5	大竹市	1
	安佐北区	3	東広島市	4
	安芸区	2	廿日市市	2
	佐伯区	3	安芸高田市	1
呉市・江田島市		6	安芸郡	3
竹原市・豊田郡		1	山県郡	1
三原市・世羅郡		3	22選挙区	64
尾道市		3		

※１　次の一般選挙までに補欠選挙が執行される場合、この選挙区・定数によります。
※２　次の一般選挙（令和９年４月執行予定）から適用します。

議員プロフィール

私たち県議会議員は、みなさんの代表として県民生活の向上のため行動しています。県政について、わからないこと、要望などがありましたら、気軽に声をかけてください。

広島市中区



林　大蔵（はやし　だいぞう）
自民議連（2）
昭和44.1.21



蔵本　健（くらもと　けん）
無所属ひとわ（2）
昭和47.6.21



井上謙一郎（いのうえ　けんいちろう）
公明党（1）
昭和48.10.31

広島市東区



緒方　直之（おがた　なおゆき）
自民議連（6）
昭和49.1.7



畑石　顕司（はたいし　けんじ）
自民議連（3）
昭和48.8.15



柿本　忠則（かきもと　ただのり）
民主県政会（2）
昭和57.3.23

広島市南区



中本　隆志（なかもと　たかし）
自民議連（8）
昭和33.10.5



中原　好治（なかはら　こうじ）
民主県政会（7）
昭和38.2.23



窪田　泰久（くぼた　やすひさ）
自民議連（5）
昭和51.5.1

広島市西区



福知　基弘（ふくち　もとひろ）
民主県政会（5）
昭和47.3.10



山木　茂（やまき　しげる）
自民議連（2）
昭和54.4.25



岡部　千鶴（おかべ　ちづる）
公明党（1）
昭和41.11.21



砂原　崇弘（すなはら　たかひろ）
自民議連（1）
昭和57.11.13

広島市安佐南区



栗原　俊二（くりはら　しゅんじ）
公明党（6）
昭和34.12.18



鷹廣　純（たかひろ　じゅん）
民主県政会（3）
昭和49.11.5



竹原　哲（たけはら　てつ）
自民議連（2）
昭和48.10.6



灰岡　香奈（はいおか　かな）
自民議連（2）
昭和58.6.28



藤井　敏子（ふじい　としこ）
日本共産党（1）
昭和28.6.18

広島市安佐北区



東　保幸（ひがし　やすゆき）
民主県政会（6）
昭和29.4.10



山形　しのぶ（やまがた）
自民議連（1）
昭和48.12.3



水口　弘士（みずぐち　こうじ）
自民議連（1）
昭和49.10.1

広島市安芸区



檜山　俊宏（ひやま　としひろ）
自民会（12）
昭和19.12.7



上野　寛治（うえの　かんじ）
民主県政会（1）
昭和57.9.24

広島市佐伯区



冨永　健三（とみなが　けんぞう）
自民議連（8）
昭和24.8.25



宮崎　康則（みやざき　やすのり）
自民議連（4）
昭和41.3.24



瀧本　実（たきもと　みのる）
民主県政会（4）
昭和43.5.17

呉市



城戸　常太（きど　つねひろ）
広志会（10）
昭和20.7.10



犬童　英徳（いぬどう　ひでのり）
民主県政会（9）
昭和20.1.28



坪川　竜大（つぼかわ　たつひろ）
自民議連（2）
昭和46.3.2



神田　隆彦（かんだ　たかひこ）
自民議連（1）
昭和37.7.23



相澤　孝（あいざわ　たかし）
公明党（1）
昭和54.7.12

竹原市・豊田郡



森川　家忠（もりかわ　いえただ）
自民議連（5）
昭和36.10.12

三原市・世羅郡



桑木　良典（くわき　よしのり）
民主県政会（5）
昭和45.10.5



伊藤　英治（いとう　えいじ）
自民議連（2）
昭和37.7.31



八幡原　圭（やはたばら　けい）
自民議連（1）
平成元.6.6

尾道市



金口　巖（かなぐち　いわお）
民主県政会（5）
昭和29.9.28



吉井　清介（よしい　きよすけ）
自民議連（5）
昭和33.9.15



岡野　斉也（おかの　まさや）
自民議連（1）
昭和54.12.11

福山市



宇田　伸（うだ　しん）
自民議連（11）
昭和32.2.25



松岡　宏道（まつおか　ひろみち）
自民議連（7）
昭和30.5.12



尾熊　良一（おぐま　りょういち）
公明党（4）
昭和32.8.28



三好　良治（みよし　りょうじ）
自民議連（4）
昭和47.9.30



石津　正啓（いしづ　まさひろ）
公明党（3）
昭和38.4.2



的場　豊（まとば　ゆたか）
民主県政会（3）
昭和40.10.26



出原　昌直（いでばら　まさなお）
自民議連（3）
昭和44.11.22



稲葉　潔（いなば　きよし）
民主県政会（2）
昭和41.8.25



村上　栄二（むらかみ　えいじ）
ひろしま刷新（2）
昭和53.2.4



河村　晃子（かわむら　ひろこ）
日本共産党（1）
昭和49.8.27

府中市・神石郡



加納　孝彦（かのう　たかひこ）
自民議連（1）
昭和48.3.21

三次市



下森　宏昭（しもり　ひろあき）
自民議連（5）
昭和39.5.5

庄原市



小林　秀矩（こばやし　ひでのり）
自民議連（6）
昭和27.6.22

大竹市



狭戸尾　浩（せまとお　ひろし）
自民議連（4）
昭和22.9.15

東広島市



井原　修（いはら　おさむ）
広志会（5）
昭和27.8.20



西本　博之（にしもと　ひろゆき）
民主県政会（3）
昭和37.1.25



恵飛須　圭二（えびす　けいじ）
自民議連（2）
昭和58.5.19



山下　守（やました　まもる）
自民議連（1）
昭和38.6.25

廿日市市



安井　裕典（やすい　ひろのり）
自民議連（6）
昭和26.5.19



山下　智之（やました　さとし）
自民議連（5）
昭和35.1.4

安芸高田市



玉重　輝吉（たましげ　てるよし）
自民議連（2）
昭和47.6.12

江田島市



沖井　純（おきい　じゅん）
自民議連（6）
昭和35.6.7

安芸郡



高田　稔（たかた　みのる）
民主県政会（2）
昭和36.9.28



富永　やよい（とみなが　やよい）
広志会（1）
昭和48.4.6

（欠　員）

山県郡



本長　糧太（もとなが　りょうた）
自民議連（2）
昭和48.12.14

（凡　例）

名　　前
所属会派の略称（期数）
生年月日

所　属　会　派

自民議連	自由民主党広島県議会議員連盟	35人
民主県政会	広島県議会民主県政会	14人
公明党	公明党広島県議会議員団	6人
広志会	自由民主党広島県議会広志会	3人
日本共産党	日本共産党広島県議会議員団	2人
自民会	自由民主党広島県議会議員会	1人
無所属ひとわ	無所属ひとわ	1人
ひろしま刷新	ひろしま、刷新。	1人
合計		63人（欠員1人）

委員会名簿

議会運営委員会

任期 8.7.2～(8.6.30 選任)

委員長	副委員長	委員
下森　宏昭	稲葉　　潔	宮崎　康則　出原　昌直　神田　隆彦　的場　　豊　上野　寛治 三好　良治　山木　　茂　山下　　守　高田　　稔　井上謙一郎

常任委員会

任期 8.7.2～(8.6.30 選任)

委員会名	委員長	副委員長	委員
総務委員会 11人	山下　　守	上野　寛治	城戸　常太　緒方　直之　石津　正啓　恵飛須圭二　八幡原　圭 犬童　英徳　瀧本　　実　出原　昌直　玉重　輝吉
生活福祉保健委員会 11人	稲葉　　潔	岡野　斉也	宇田　　伸　山下　智之　坪川　竜大　藤井　敏子　井上謙一郎 中原　好治　畑石　顕司　蔵本　　健　神田　隆彦
農林水産委員会 10人	高田　　稔	灰岡　香奈	檜山　俊宏　安井　裕典　森川　家忠　村上　栄二 中本　隆志　小林　秀矩　桑木　良典　相澤　　孝
建設委員会 11人	宮崎　康則	本長　糧太	栗原　俊二　下森　宏昭　狭戸尾　浩　西本　博之　水口　弘士 井原　　修　福知　基弘　三好　良治　河村　晃子
文教委員会 10人	竹原　　哲	山形しのぶ	冨永　健三　沖井　　純　尾熊　良一　富永やよい 東　　保幸　吉井　清介　的場　　豊　砂原　崇弘
警察・商工労働委員会 11人(欠員1人)	加納　孝彦	岡部　千鶴	松岡　宏道　窪田　泰久　伊藤　英治　山木　　茂 金口　　巌　鷹廣　　純　林　　大蔵　柿本　忠則

特別委員会

(7.7.1 設置、選任)(7.11.11 一部変更)(8.2.5 一部変更)(8.6.30 一部変更)

委員会名	委員長	副委員長	委員
DX推進・行財政対策特別委員会 12人	山木　　茂	高田　　稔	小林　秀矩　瀧本　　実　蔵本　　健　本長　糧太　富永やよい 山下　智之　畑石　顕司　灰岡　香奈　加納　孝彦　相澤　　孝
若者減少・少子化対策特別委員会 10人	西本　博之	岡野　斉也	宇田　　伸　吉井　清介　岡部　千鶴　河村　晃子 冨永　健三　福知　基弘　山形しのぶ　上野　寛治
持続可能で活力ある地域づくり対策特別委員会 10人(欠員1人)	出原　昌直	鷹廣　　純	城戸　常太　沖井　　純　稲葉　　潔　八幡原　圭 栗原　俊二　窪田　泰久　藤井　敏子
国際平和・観光振興特別委員会 10人	恵飛須圭二	竹原　　哲	緒方　直之　宮崎　康則　林　　大蔵　井上謙一郎 金口　　巌　的場　　豊　神田　隆彦　砂原　崇弘
産業競争力強化・人手不足対策特別委員会 10人	坪川　竜大	山下　　守	松岡　宏道　井原　　修　尾熊　良一　村上　栄二 中原　好治　森川　家忠　伊藤　英治　柿本　忠則
県土強靭化・危機管理強化対策特別委員会 10人	石津　正啓	玉重　輝吉	檜山　俊宏　安井　裕典　桑木　良典　三好　良治 犬童　英徳　下森　宏昭　狭戸尾　浩　水口　弘士

(7.7.1 設置、選任)

広島都心エリア活性化推進特別委員会 12人	安井　裕典	瀧本　　実	福知　基弘　三好　良治　竹原　　哲　山下　　守　井上謙一郎 窪田　泰久　林　　大蔵　山木　　茂　加納　孝彦　上野　寛治

(7.7.1 設置、選任)(8.6.30 一部変更)

議員定数等調査特別委員会 12人	緒方　直之	瀧本　　実	冨永　健三　下森　宏昭　尾熊　良一　出原　昌直　玉重　輝吉 東　　保幸　吉井　清介　的場　　豊　恵飛須圭二　山形しのぶ

請願・陳情

請願・陳情は、県民のみなさんの意見や要望を直接県政に反映させるための大切な制度です。
県の行政に対して意見や要望があるときは、県議会に直接、請願や陳情を提出することができます。
請願を提出するときは、県議会議員の紹介が必要ですが、陳情は県議会議員の紹介がなくてもできます。

請願・陳情の流れ

誰でも請願・陳情することができます

請願者	陳情者
▼	▼
紹介議員	県議会議員の紹介は必要ありません
▼	▼
請願書の提出	陳情書の提出
▼	▼
議長（議会事務局）が受理します	
▼	
議長が委員会に付託します	
▼	▼
委員会で審査します	委員会に送付します
▼	
審査結果を本会議に報告します	
▼	
本会議で採決します	
▼	▼
請願者に採決の結果を通知します	採択された請願は県の担当部署に送付します
	▼
	執行機関から議会に対して処理の経過及び結果の報告があります

請願書の様式例

表紙

○○に関する請願書

紹介議員
（署名又は記名押印）
※陳情の場合は必要ありません

内容

○○に関する請願

1　請願趣旨
（請願するに至った理由や現在の状況などを記載してください（350字程度）。）

○○について現在、○○である。
よって、次の事項を請願する。

2　請願事項（項目）
（請願する事項を具体的かつ簡潔明瞭に記載してください。）

(1)○○○○○○すること。
(2)○○○○○○すること。
(3)○○○○○○すること。

令和○○年○○月○○日

広島県議会議長　○○○○　殿

請願者住所
（法人の場合にはその所在地）

請願者氏名（署名又は記名押印）
（法人の場合は名称及び代表者の職・氏名）
（外○○名）

※陳情の場合は「請願」を「陳情」に置き換えて作成してください。

県議会の傍聴

本会議や委員会の審議状況をご覧になれます。ぜひ、県議会までお越しください。

本　会　議



本会議場

・概ね年4回、定例会(2月、6月、9月、12月)が開催されています。その他、臨時会が開会されることもありますので、開会日をご確認ください。
・傍聴を希望される方は、本会議の開かれる日に、議事堂1階の受付で傍聴券をお受け取りください。受付は午前9時からです。
・聴覚に障害のある方が傍聴する際に、手話通訳をご利用いただけます。なるべく傍聴希望日の5日前(ただし、閉庁日は除く)の午後5時までに、手話通訳申込書をご提出ください。
・児童または乳幼児を同伴される方は、電話または口頭でのお申し込みにより親子傍聴室をご利用いただけます。



親子傍聴室

委　員　会



委員会室

・本会議の専門的、予備的な審査機関として、6つの常任委員会(総務、生活福祉保健、農林水産、建設、文教、警察・商工労働)をはじめ、予算特別委員会、決算特別委員会、その他の特別委員会が設置されます。
・常任委員会は、本会議の会期中に開催されるほか、毎月概ね19日に開かれています。また、特別委員会も定期的ではありませんが、随時開かれています。委員会の開会日をご確認ください。



委員会モニター室

・委員会の審議状況については、議事堂1階の会議室において、モニターテレビによりご覧いただけます。
・ご希望の方は、委員会の開かれる日に、議事堂1階の受付でお申し込みください。受付は、委員会開会予定時刻の1時間前からです。
・希望者が多数の場合は抽選になりますので、ご了承ください。

お問い合わせは、議会事務局議事課（082-513-4732）へどうぞ。

県議会の情報公開など

●制度の概要●

「開かれた議会」の一層の推進を図るため、平成15年4月から県議会の情報公開制度を開始しました。また、平成18年4月には、個人情報の適正な取扱いを確保し、個人の権利利益を保護するため、個人情報保護制度を開始しました。

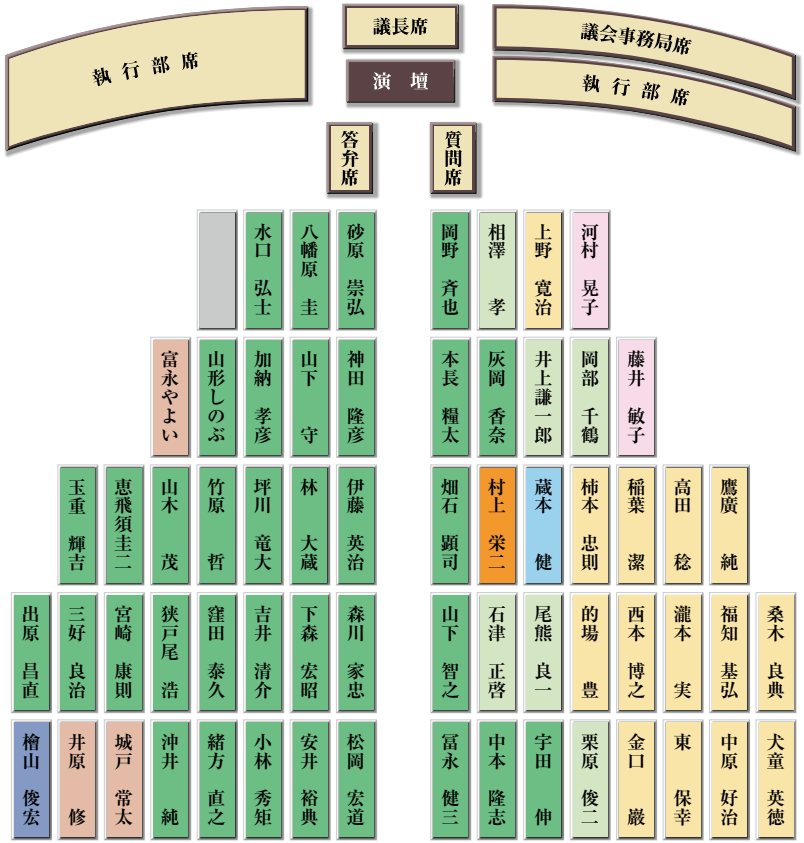
●開示請求の対象●

開示請求の対象となる公文書は、議会事務局の職員が職務上作成し、または取得した文書、図面、写真及び電磁的記録で、職員が組織的に用いるものとして議会が保有しているものに限ります。開示請求ができる個人情報についても、これらの公文書に記録されたものに限ります。

●開示請求ができる方●

どなたでも公文書または自己に関する個人情報の開示を請求することができます。

県議会議場図



広島県議会の会派並びに代表

自由民主党広島県議会議員連盟
会長　松岡宏道

日本共産党広島県議会議員団
団長　藤井敏子

広島県議会民主県政会
会長　金口　巌

自由民主党広島県議会議員会
代表　檜山俊宏

公明党広島県議会議員団
団長　栗原俊二

無所属ひとわ
代表　蔵本　健

自由民主党広島県議会広志会
会長　城戸常太

ひろしま、刷新。
代表　村上栄二